第五十六条第三項第一号	特定費用確定率	特定費用実績率
第五十六条第三項第一号イ	確定基準超過保険者	実績基準超過保険者
	確定加入者調整率	実績加入者調整率
第五十六条第三項第二号	特定費用確定率	特定費用実績率
第五十六条第四項	負担調整前確定医療費拠出金相当額	負担調整前実績医療費拠出金相当額
	確定負担調整基準超過保険者	実績負担調整基準超過保険者
	確定負担調整加算率	実績負担調整加算率
第五十六条第五項	特定費用確定率	特定費用実績率

附則第六条第五項の表附則第五条の五の項中「附則第六条第五項」を「附則第六条第一項」に改め、同条第五項を同条第一項とし、同条第六項の表第七条の二第三項の項中「附則第三十八条」を「附則第三十八条第一項」に改め、同表第百五十三条第二項の項中「」及び」の下に「健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた」を加え、同表第百五十四条第二項の項を次のように改める。

第百五十四条第二項	及び同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金	、同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金
同項	前項	

附則第六条第六項の表附則第五条の六の項を次のように改める。

附則第五条の六	及び第五条の規定	及び第五条の規定並びに健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号。以下この条において「改正令」という。）附則第六条第二項の規定
	同条	附則第五条
	附則第四条の四の規定により読み替えて適用される	改正令附則第六条第二項の規定により読み替えて適用される附則第四条の四の規定により読み替えられた

附則第六条第六項を同条第二項とする。

附則第七条中「平成二十年度から」を「平成二十八年度及び」に改め、「までの間」を削り、同条の表第六十九条の項中「附則第三十八条」を「附則第三十八条第一項」に改め、同表中

第七十三条第一項	

を

第七十三条第一項	

に改める。

附則第二条の表中

第六十四条第一項	第一条	改正法第七条の規定による
	第四十八条第一項	改正法第七条の規定による八条第一項

を

第六十四条第一項	第一条	改正法第七条の規定によ
第六十四条第一項第二号	第四十八条第一項	改正法第七条の規定による八条第一項

に改め、同表第七十四条の二の項中「第七十四条の二」を「第七十四条の二第一号」に改め、同条に見出しとして「（老人保健拠出金等に関するなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法の規定の適用）」を付する。

附則第三条から第五条までを次のように改める。

第三条から第五条まで　削除

附則第六条第一項から第四項までを削り、同条第五項の表以外の部分中「健康保険法」の下に「（大正十一年法律第七十号）」を加え、同項の表第七条の二第三項の項中「附則第三十八条」を「附則第三十八条第一項」に改め、同表第百五十三条第二項の項中「除く。）」の下に「健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた」を加え、同表第百五十四条第二項の項を次のように改める。

第百五十四条第二項	及び同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金	、同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金
同項	前項	

改正前の第一条	改正前の第四十	

を

改正前の第一条	
改正前の第四十	

に改め、同表第七十四条の二の項中「第七十四条の二」を「第七十四条の二第一号」に改め、同条に見出しとして「（老人保健拠出金等に関するなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法の規定の適用）」を付する。

附則第三条から第五条までを次のように改める。

第三条から第五条まで　削除

附則第六条第一項から第四項までを削り、同条第五項の表以外の部分中「健康保険法」の下に「（大正十一年法律第七十号）」を加え、同項の表第七条の二第三項の項中「附則第三十八条」を「附則第三十八条第一項」に改め、同表第百五十三条第二項の項中「除く。）」の下に「健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた」を加え、同表第百五十四条第二項の項を次のように改める。

第百五十四条第二項	及び同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金	、同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金
同項	前項	

第百五十四条第二項	及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に	、病床転換支援金及び平成二十年四月改正前老健法の規定による医療費拠出金（以下この項及び次項において「老人保健医療費拠出金」という。）並びに介護納付金の納付に要する費用に
	及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の	、病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金並びに介護納付金の納付に要する費用の

第百五十四条第二項	及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に	、病床転換支援金及び健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法の規定による医療費拠出金（以下この項及び次項において「老人保健医療費拠出金」という。）並びに介護納付金の納付に要する費用に
	及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の	、病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金並びに介護納付金の納付に要する費用の
第百五十四条第二項第三号ロ		

に改める。